

安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例(平成 16 年条例第 138 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表第 1(第 2 条関係)		別表第 1(第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置

尾原ふれあい農園	安芸高田市向原町坂 491 番地 1 及び 492 番地 3
----------	--------------------------------

向原ふれあい農園	安芸高田市向原町長田 3815 番地、3816 番地 1 及び 3821 番地
----------	---

尾原ふれあい農園	安芸高田市向原町坂 491 番地 1 及び 492 番地 3
----------	--------------------------------

別表第 2 (第 8 条関係)

名称	単位	使用料
尾原ふれあい農園	1 区画 1 年間につき	13,200 円

別表第 2 (第 8 条関係)

名称	単位	使用料
向原ふれあい農園	1 区画 1 年間につき	5,090 円
尾原ふれあい農園	1 区画 1 年間につき	10,180 円

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。